

東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務を受注する事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、提案の募集、審査及び契約候補者の選定等について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務

(2) 業務内容

別紙「東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月29日まで

(4) 提案上限額

3,594,800円(税込)

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い(または業務進捗に応じた分割払い)とする。

3 プロポーザルの概要

(1) 名称

東松山駅周辺中心市街地活性化プラットフォーム運営支援業務プロポーザル

(2) 方法

公募型プロポーザル

4 参加資格要件

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本プロポーザルの募集開始日から契約候補者の決定までの間において、東松山市契約に係る入札参加等の措置要綱(平成28年4月1日制定)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は、その利益となる活動を行っていないこと。

カ 国税及び地方税の滞納がないこと。

※ 本業務のプロポーザルは、東松山市競争入札参加資格を有するものが少なく、入札参加資格の有無に関わらず広く提案を求める必要があるため、入札参加資格の有無は問わない。

※ 東松山市物品等入札参加資格審査に準じた書類提出による審査を行う。

5 説明会

説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

質問書（様式第6号）により電子メールで提出すること。

回答は市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期間

別途定める期間

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書
- ② 提案書表紙
- ③ 提案書（任意様式）
- ④ 見積書及び見積明細書
- ⑤ 業務実績書
- ⑥ 実施体制表
- ⑦ 会社概要
- ⑧ 登記事項証明書
- ⑨ 納税証明書

（国税の納税証明書（その3の3）及び申請者の所在地における地方税（法人住民税・法人事業税）の納税証明書（各直近2年分）について求める。）

⑩ その他必要書類

(4) 提出部数

電子データ（PDF）

※プレゼン時に正本提出（10部）

8 提出書類作成要領

(1) 提案書

- ・仕様書との対応関係を明確にすること
- ・会議設計、ファシリテーション手法を具体的に記載すること
- ・類似業務実績を記載すること

(2) 見積書

- ・業務内容ごとの内訳を明示すること
- ・消費税を含めた金額を記載すること

※別記提案書作成要領を参照してください。

9 審査方法等

(1) 審査

選定委員会において審査する。

(2) 一次審査（書類審査）

参加者が多数の場合に実施する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 提案内容の説明及び質疑応答を行う

イ 説明時間 30 分以内、質疑 10 分程度

ウ 出席者は 3 名以内

(4) 評価

別紙「評価基準」に基づき審査する。

(5) 選定

最も評価点の高い者を契約候補者とする。

(6) 失格

- ・期限内未提出
- ・虚偽記載
- ・要項違反 等

10 募集及び選定スケジュール（例）

期日等	内容
令和 8 年 5 月 18 日（月）	実施要項等の掲示（ホームページ）
令和 8 年 5 月 27 日（水）午後 5 時まで	質問書の提出期限（電子メール）
令和 8 年 6 月 1 日（月）	質問書の回答（ホームページ）
令和 8 年 5 月 18 日（月）午前 9 時から 令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時まで	参加申込の期限（書類の提出期限）
令和 8 年 6 月 9 日（火）	一次審査の結果通知※該当の場合のみ プレゼンテーションに係る通知
令和 8 年 6 月 11 日（木） 12 日（金） 予定	プレゼンテーションの実施
令和 8 年 6 月 29 日（月）	契約候補者の決定及び結果通知
令和 8 年 7 月	契約候補者との協議・契約

11 選定結果の通知

全参加者に通知する。

12 契約に関する事項

- ・契約内容は協議により決定する。
- ・提案内容は仕様に反映する場合がある。

- ・契約候補者との協議・契約ができなかった場合は、次順位者を繰上げる。

1 3 その他

- ・本プロポーザル参加に係る費用は提案者の負担とする。
- ・本プロポーザルの実施に当たり提出された申請書及び企画提案書に対して公文書開示請求があった場合、東松山市情報公開条例で不開示としている情報を除き、原則として開示する。また、請求対象文書の中に、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されている場合は、当該第三者に対して意見書の提出を求める場合がある。この場合、当該第三者から提出された意見書を踏まえて、最終的には東松山市情報公開条例の規定に基づき開示又は不開示の決定を行う。
- ・企画提案書などの提出書類は返却しない。
- ・異議申立て不可とする。

1 4 担当部署

東松山市役所 政策財政部 政策推進課 担当：元田

電話：0493-63-5031

メール：seisakusuishinka@city.higashimatsuyama.lg.jp